



●ごみ減量に取り組むメリット

ごみの減量化により、処理コストの削減を図ることができます。
積極的に取り組むことで、事業者のイメージアップにも繋がります。

●3Rに取り組みましょう

3Rとは…

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための取組の、
頭文字 **R** をとって作られたごみの減量・資源化のキーワードです。

- ① **R**educe : リデュース → **ごみを減らすこと**
- ② **R**euse : リユース → **繰り返し使うこと**
- ③ **R**ecycle : リサイクル → **資源として再利用すること**

**3Rは順番が
大事です**

① Reduce : リデュース ごみを減らしましょう

- 過剰包装、梱包を控え、簡易包装などを推進する。
- 紙の節約やペーパーレス化（ITの活用）を進める。
- 業務内容を見直し、過剰な仕入れや返品によるロスを減らす。
- 使い捨て用品の使用を控え、詰め替え用品や、繰り返し使える食器（湯呑、割り箸など）を積極的に使用する。
- 飲食店では、小盛メニューの提供など、食品ロスの削減に努める。

② Reuse : リユース 繰り返し使いましょう

- ミスコピー紙などは、内部資料やメモ用紙などに再使用する。
- 封筒、ファイルなどは繰り返し使用する。
- 使用済みの封筒を加工し、社内連絡便や書類回覧に使用する。
- 不要な事務用品、事務机などは他の部署などで再使用する。
- トナーカートリッジなど詰め替え可能なものはメーカー回収などで再使用する。
- リターナブルびんやデポジット制の商品を積極的に使用する。
- 流通用梱包材や仕入れに使用する容器などは、繰り返し使用できるものを採用する。

③ Recycle : リサイクル 資源にしましょう

- コピー用紙、新聞、段ボールなど再生可能な紙類は再資源化する。
- 事務用品など物品を購入する際は、再生品など環境に配慮したものを選ぶ。
- 機密書類などをシュレッダー処理した紙も資源化する。
- 缶、びん、PETボトルなどは分別してリサイクルする。
- 家電製品や食品廃棄物などを、各リサイクル法に従って処理する。

● 事業所ごみ減量の実践に向けた取組の例

減量の実践には、①準備し、②現状を把握し、③計画を立てて、④実行して、最後に⑤見直し、これを繰り返しながら成果を上げていくことが大切です。

① 準備

ごみを減量するための「方針」を策定する。
廃棄物の「管理責任者」を選任するなど、体制を整える。



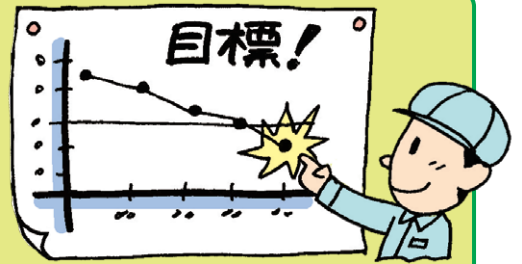
② 現状把握

業務において発生している「ごみの種類や量」を把握する。
ごみの発生源を把握する（どこで、どのような理由で発生しているのかを調べることは、ごみの減量のカギとなります）。
ごみや資源物の行先を把握し、どの業者を経由して最終的にどのように処分されているか確認する。



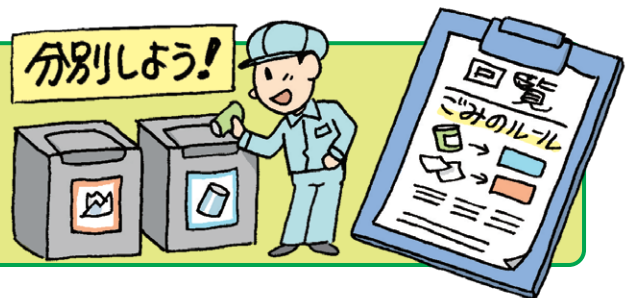
③ 計画を立てる

上記②の現状把握に基き、ごみの減量計画を策定する（排出量の多いごみから取り組む、減量化やリサイクルが容易なものから取り組む、法令に基いた処理となっているか確認する、などの点がポイントとなります）。
年間の減量目標（減量率）を決める。



④ 実行

ごみの区分に応じ分別の徹底を図り、ルールに則った適切な処理を行う。
回覧や張り紙など、従業員への継続的な啓発を行う。



⑤ 点検と改善

定期的に履行状況の確認を行い、必要に応じ改善に取り組む。



● 紙ごみの減量とリサイクル

事業系廃棄物の中で、大きな割合を占めるのは紙類です。一方、わずかな努力で比較的容易に減量の効果を得ることができるのも紙類です。排出される紙類の削減、リサイクルに取り組むことは、ごみの減量になるとともに経費の削減も期待できます。

使用量の削減を

- 電子メールや社内ネットワークの活用によるペーパーレス化
- 資料や書類の共有化・一元化
- 両面印刷やコピーの励行、不要となった紙の再使用 など

リサイクル可能な紙ごみはできるだけリサイクルを

- 排出されている紙ごみの種類の把握、分別の実施【新聞紙・雑誌類・段ボール】
- 古紙類は、相場の影響もありますが、焼却するよりも、リサイクルするほうが低コストです。
- シュレッダーで処理した機密書類をリサイクルできる業者もあります。



禁忌品（リサイクルの支障となるもの）は除外しましょう

【紙以外のもの】

クリップ、ファイル金具、ガムテープ、布紐、ゴム類、プラスチックセロファン、シール

【リサイクルに適さない紙類】




窓のついた封筒、写真、感熱紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、ビニールコート紙、紙コップ等の防水加工紙、油紙、展示用感熱発泡紙など

※禁忌品が混入すると、再生された紙に悪影響を及ぼすなど、リサイクルの支障となります。

● 食品廃棄物のリサイクル

食品リサイクル法では、食品廃棄物の発生抑制と、資源としての再生利用の促進が事業者の責務として定められています。

特に、食品関連事業者には食品廃棄物の再生利用の具体的な基準が定められています。

種 別	食品製造・加工業者	食品の卸売・小売業者	飲食店や食品提供事業者
業 種 の 例	食品メーカーなど 	各種食品卸、百貨店、スーパー、コンビニエンスストアなど 	食堂、レストラン、ホテル、旅館、結婚式場など 
食品廃棄物の例	加工残渣 【 産業廃棄物 】	売れ残り 【 一般廃棄物 】	調理くず、残飯 【 一般廃棄物 】
再生利用の目標値	95%	卸売業：70% 小売業：55%	50%

食品関連事業者以外の事業者においても、食品廃棄物の減量に取り組みましょう。

市内には、食品廃棄物のリサイクル処理施設があります（P11 参照）。可能な限り分別し、リサイクルを実施しましょう。

食品廃棄物はその重量のほとんどが水分で、腐敗しやすい性質があります。よく水切りをし、減量を行いましょ。